

## 航空路線乗継利用促進事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「航空路線乗継利用促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は500点(審査委員一人当たり100点)とし、審査項目と審査項目ごとの審査委員一人当たりの配点は次のとおりとします。

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 業務に対する考え方 | (20点) |
| (2) 企画内容      | (60点) |
| (3) 実施体制      | (10点) |
| (4) 費用        | (10点) |

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時、場所

日時：令和5年7月中旬

場所：高知市内 ※別途通知

#### (2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
- ②プレゼンテーションの順番は、県への参加申込書の到着順とします。
- ③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(20分以内)を設けます。
- ④使用する資料は、企画提案書のみとし、新たな資料等の使用は認めません。
- ⑤各事業者の出席者の上限は3名とします。

### 4 審査方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 業務に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の実施目的を十分に理解し、実現するための内容となっているか</li><li>・ 委託する事項を踏まえた内容で、実施可能な計画となっているか</li></ul>	20点
(2) 企画内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目標達成の手法について、現実的な内容であり、かつ、明確に提案されているか</li><li>・ 見る人に内容や趣旨が伝わり、かつ目を引く広報企画となっているか</li><li>・ 媒体の選定にあたっての考え方は適切か</li><li>・ 航空路線の乗継利用促進につながるような工夫やアイデアが盛り込まれているか</li><li>・ 費用対効果を踏まえた企画提案がなされているか</li></ul>	60点
(3) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業目的を実現するために必要な人員数を確保できているか</li></ul>	10点
(4) 費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 見積は安価か</li></ul>	10点